



始



特230
539



商業關係法規解說

大澤

一六

東京

文錄社藏版



序にかへて

本書は東京市聯合青年團に於て開催したる商工實務研修會、商業講座を速記に依つて編纂したものである。之れが編纂に當つては講師の校閲を煩はしたるも、校正は主として編輯者に於て之に當りたるを以て豫め御諒承を乞ふものである。

茲に之を刊行するに當り各講師の勞に對して、深甚なる感謝の意を表する次第である。

編
者

商業關係法規解説 (一)

大澤一六

實は私は仕事が辯護士でありますものですから、話が非常にチリチリで巧く纏めて申上げられないと思ひます。それに商業關係の法規は澤山があるので、それを一々説くことは時間が許しません。そこで唯一般人が法律上、困つて、私共に聽きに來られた時に申上げたりした事柄を、短い時間中にボツリ、ボツリ申上げやうと考へて居る次第であります。

▲法 治 國

その前に先づ此法律のことをホンの僅か申上げたい。

二

それは刑法にかう云ふことがあります。「法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス」詰り犯罪を行つた時に、私はそう云ふ法律を知らなかつたと云ふても罪は許されないと云ふのであります。結局誰でも法律を知つて居なければならぬ、斯う云ふ風に考へられますが、實際は只今も申上げたやうに法律の數が非常に多いものですから、法律専門家でも知らない法律が澤山ある、恐らく日本のどんな偉い法律家でも日本の全部の法律を知つて居る人は一人もあるまい。是は大日本法令全集と云ふ法律を集めた本は此位の（兩の手に二三寸開く）厚さの本が二十冊許りあります。それを皆知ることは到底出來ないが、刑法では法律を知らないからと言つて罪を犯す意なしと云ふことを許さない。皆が知つて居るものだと云ふ風に心得ると云ふことになつて居ります。

之が所謂法治國の國民だからです。法律は出來た時に之を公布して一般に知らせた事になつて居るのであります。でありますから、世の中が本當に平和で約束をしたならば皆それを實行するとか、人の迷惑になる人が少しもないと云ふことばかりならば宜しいが、時には約束をたがへる、迷惑をかける、他人のものを盗ると云ふことも出來るので、そこにはつきりした人の行ひの標準を擇へて置かなければならぬ、その標準が法律であります。で若し人と人との争ひが出來た時、それを決めるには現在の法治國に於ては憲法にあります通り、裁判所が裁判官によつて法律を尺度として正邪曲直を判することになつて居ります、でありますから法律と云ふものは我々の生活に秩序を與へるものであります、民法とか商法とか言ふやうなものは、その法律が何處が役に立つかと申しますと、争ひの起きた時、裁判所に持出して行つて判決を受ける時に效用

能が現れるのです。即ち法律を能く知つて其通りに行つてると云ふことは、結局争の起きた時に裁判所へ持出して負けないことになります。然し其法律も一つ一つの争ひに、はつきり當嵌らなくつても大體の標準でございますから、事柄によつて多少の違ひはあるので、爲に裁判所へ持出し勝つと思つたのが負けたりするのは不思議だと思はれるが、それは大體の標準であるからさう云ふことになるのであります。

▲大體の標準

俗な話を申しますと、法律では満二十年を成年とすと云ふことになつて居る、満二十歳になればその人は一人前の人として取扱はれる、さうしてそれ以下は未成年者であり、未成年者の爲した法律行為は後で取消すことが出来ることになつて居る。所で十九年十一箇月二十九日の人と満二十歳の人とはたつた

一日の差である、それを區別するはどう云ふ譯だ、かう云ふ疑問が起きますが、さう云ふ一日とか一日間とか細かいことは姑く措いて、「満二十歳ヲ以テ成年トス」と決めて置かない世の中の規則が付かない。併し是も世の中の實際を見ますと、二十を越した者でも少し暗愚な人もあるでせう、其んな人は子供扱ひでもよいではないか。そして又十七とか十八歳とかで、もう一人前の働きをする人も居りませう、其んな人は之を成年としてもよいではないかと云ふことになりますが、法律はさう云ふ細かい人々の事を定めるのではありません。大體の目安を立てゝ二十歳になつたら一人前とするといふやうに、物事を定めるのであります。其所に法律の大體の標準が出來てる譯になるのであります。法律は常識外れではない、道徳外れでもない、寧ろ道徳的に常識的に行つて居る譯であります。

▲法律の道德性

それから斯う云ふことがあります、博打をして勝つた人が負けた人にそれだけの金を請求したが負けた人は寄起さない。この場合勝つた人がそれなら：と言つて裁判所へ訴へたら如何か？ 是はお金は取れない。何故かと云ふと博打をやることが既に風俗上悪いこととして許されて居ない、金のやりとりをする元になる博打が悪いのだから、悪い事の爲の金をやりとりの時、取りたいと請求しても、即ち悪い事の原因で出来上つた約束は履行しなくとも裁判所は何等構はない、判決で勝たして呉れぬことになる、悪いことをする人を法律は助けないのであります。

▲證據の話

ここで一寸申上げて置きますが、よく裁判は證據裁判だと云ふことを言ひま

す。裁判所へ持出して「私の方は斯く／＼の次第で正しいのですから、私方に荷擔して下さい」と訴へても、證據がないと駄目である。判事・検事も矢張り人間であるから證據のないことは執り上げない。そこで證據と云ふものは裁判所へ持出す事に重要な問題になるのであります。證據のあつた人が勝つて、證據のない人が負けると云ふのは、是は物の判断をする上に於てどうもそれより外に方法がないので、證據と云ふことが非常に重大な役目をすることになります。書面・書類・書附等が非常に役に立つて来るのであります。それ等のない時には、立會つた人が證人になります。それも居ない場合にはどうもさう云ふ事情に相違ないと云ふやうな、何か證據が出て來ないと裁判所では何とも判断することが出來ない。例へば何某に何日、何を賣りましたと云つても書附もなし、人も見て居ないし、何にも證據となるべきものにな

い時には、「私は賣りました」「イヤ私は賣ひません」と言ひ合つただけでは、如何に賢明な裁判官でも何方が本當なのか解らない。だから證據が必要だといふ事になります。英國にかう云ふ話があります。證據に關する譬へ話です。

或る人が旅館へ泊つて金を百磅宿の主人公に預けたが、其時誰も見て居ないし書附も取つて居ない、翌朝出發する時にその百磅を返して呉れと言つた所が、私は預りませんとて、宿の主人公は返さなかつた。そこで困つた揚句、旅人は或る辯護士の所へ行つて相談した所が、それは證據が無いから取れないけれども私にいゝ方法がある、と云ふ譯でそれを教へた。そこで旅人は今度は別に一人連れて先の宿屋に泊つた。さうして先日のことは知らぬ顔して、今日百磅を預かり願ひたい、と言つて連の見て居る前で主人に預けた、翌日はそれを請求しないでそこを出た。そのあくる日、旅人は一人で宿屋の主人の所へ行つてあの百

磅を返して下さいと言ふと、宿屋の主人も今度のは連人が見て證人があると、承知してるので濫々百磅出した。其折には誰も見て居なかつた、旅人はその儘そこを出た。扱て今度は其翌日になりまして、旅人は先日預ける時に立會つた人を連れて来て、先達この人が立會つて貴君に預けた百磅をお返へし願ひたいと言つた。前に返した時はその證據になるものや證人が居なかつた、だからあれは昨日返しましたよと言つても證據がないのである、で宿屋の主人も仕方なく百磅を出したので、結局二百磅を返して了つたと云ふことである。是は物語りであります、兎に角證據と云ふものは、争ひの起きた時には必要だと云ふことの一つの御話にはなると思ひます。それで今申上げましたやうに證據は裁判になると非常に貴いのであります。

▲世間は法律だけでない

法律は人民生活の上で、世の中の秩序を立てゝ萬人となるべく平和に暮すとの出來る爲に、一つの標準として國家で定めて居るものでございます。然れば其法律にさへからなければ何をしても宜いかと云ふと、世の中には法律以上の、又法律以外の色々の定めがあります、人の道としては道德的のものもありますれば、宗教的のものもありますが、吾々の生活上で利益問題・權利問題で争ひの起きた時に裁判所へ持出して、之を決定する爲に標準を拵へて置くものと御考になつても宜いと思ひます。其外に勿論法律で定めた通りにしなくては出来ない會社の事や何かもあります、夫れも亦法律通りにしないと、矢張り裁判所へ出て具合悪くなります。

▲商業關係の法律

さて商業に關係ある法規であるが、夫れは法律の中の一部分であります。何故かと云ふと世の中に商業關係者と云ふ者はどの位あるかと云ふと、全國で大凡四百五十萬以上あるさうであります。その中男が三百萬ばかりで、女が百五十萬人ばかり居る。其人達に必要な法律であります。全國の人民の數を七千萬人と致しますると、商業關係の人は國民の一分の譯であります。勢ひ商業關係の法律も一小部分の人の法律でしかありませんが、そのうちの「商法」といふ法律でさへ、六百八十何條と云ふ澤山の數があります。民法と云つて一般の人民の方に適用される法律はざつと一千百五十條からある。商業關係のは今申上げた商法のうちだけにでも色々の規定があります、手形の關係、會社の關係、運送の關係、保險の關係と云つたやうに澤山あります。

▲商業

抑々商業と云ふことは何だと云ふことを考へますると、是は物の賣買が基になつて出来て居る職業だと思います。昔のやうに物々交換——麥一升持つて行つて小豆二升と交換するとか、材木を持つて行つて牛と交換する、と言ふのでは商業ではない。物品を賣つて金を取る、詰り法律の言葉で申しますと、色々の權利關係、財產權を片一方の人うなづき人が受けて之に對して代金を拂ふ、即ち賣買と云ふことが基になつて初めて商業は行はれるのだ、かう見なければなりませんと思ひます。

そこで商業として考へなければならぬことは、先づ誰が賣つて誰が買ふかと謂ふ人に關する事が第一であります。次に賣る買ふと云ふのはどう云ふ事か、詰り法律で申しますれば契約、賣買の約束の事が一つとなります。其次は其代金の支拂に關することとなります。かう云ふと代金などは買つた時直ぐ拂ふので

はないかと云ふかも知れませんが、今日では代金を直ぐ拂ふのは飲食店か、デパート邊りで簡単に賣買が出事る折り文で、その外のものになりますと、月末拂の掛賣りやら、幾日後手形にして呉れとか、現金でなしに小切手で間に合せて呉れとか云ふやうなことで、手形・小切手、其他の書面で支拂をして置く關係が澤山あります。倅その次が代金を支拂はれなかつた時にどうするかと云ふ事が一つ——その請求に關しての色々の法律があります。最後に請求しても應じなかつた時に裁判をしたらどうか、裁判をするよりも調停に廻した方がよいではないか、裁判と調停はどう云ふ風に違ふか、先づ是だけに分けて其大體のことを申上げたならば、大凡の事は知ることが出来ると思ひます。それで順序と致しまして商賣をする人に付て申上げます。

▲商業上の人

人と云ふと君と、僕と斯う云ふ人間ではないかと云ふことになりますが、その外に御承知の通りに會社と云ふものが澤山あります。是は自然の人間ではありませんが、賣る方にも廻るし、買ふ方にも廻る、この會社にも色々の種類があります。この頃不景氣になつて參りますると、一夜漬の會社になつて、今日は個人の商店であつたのが明日になると、立派な合資會社になつて了ふものある。又合資會社・株式會社等がある。その外に匿名組合と云ふものがあるが、此等が總て賣買をやる元の人となります。

▲商賣の前提

で其人の事の話であります、その前に申上げて置きたいことが二つある。それは第一に物を賣買する時に、脅喝されて賣買を約束するのでは賣買にななりません。是は別の脅喝と云ふ犯罪になりますが、賣る人も自由、買ふ人も自由、

この品は一圓五拾錢するが俺には一錢で賣らなければ殴るぞとか、又この石鹼は元は十錢位だが、拙者から之を二圓で買つて呉れと無理に賣り付けるやうなことになると、是は賣買にはなりません。賣る方で脅かしても、買ふ方で脅しても賣買にはならない。故に賣買の前提と致しましては、商法は双方が自由に平和に賣買の約束をするのだと云ふことが重要なことになつて居ります。もう一つはかう云ふことであります。賣買の約束をしたならば、真正直に其約束が實行されるものと云ふことを前提にしなくては、賣買の約束は断じて出來上りません。双方で騙し合つて居たのでは商賣ではない、賣る方でも買ふ方でも、お互に信用し合ふことを前提にしなければなりません。この二つ——自由に賣買することと、お互に信用し合つて約束通りに實行すると云ふこと——の前提が決つて居なくては契約がどうの斯うのと言つても始まらない、これは商法の前

提^{てい}で法律の論ではない。道徳論であり、宗教論^{しゅうぎょうろん}であり、或は人間論でありませうが、さう云ふ二つの事のはつきりした土臺が決つて居て、其上で商業關係の法規^{はふき}が標準^{へうじゆん}となります。此自由と信用とを人間の本然性^{ほんぜんせい}としてあるとしてでなければ、商業關係の法律^{はふり}も行ふことは出來ない。此は法律の話では無いが、法律^{はふ}一點張りになつたのでは、駄目^{だいめ}の理由^{りゆう}として申上げたのです。

▲妻^めと少年^{せいねん}

商賣する人間に付て申上げますが、二十歳に達しない少年^{せうねん}と人妻^{ひとめ}とは獨立で^{ひとりきり}は商賣は出來ません。若し妻^めが夫^{おとこ}から許^{ゆる}されて商業をすると云ふのならば、其事を登記すべきであります。中には夫^{おとこ}は破産^{はさん}になつて、商賣が出來ないから、妻君^{めいぎ}の名義^{めいぎ}でするものなどもあります。合名會社^{がめいしゃ}や合資會社^{がしじしゃ}の社員になる折も、妻^めは夫^{おとこ}から、未成年者^{みどりなむしゃ}は親權者^{しんけんしゃ}から許されなくてはなりません、尤も商店や會

社に使はれるのは構ひません。是は使用人でありますて、獨立で其人が營業^{えいぎょう}するのではない。従つて商人ではありません。苟も本当に商賣^{しょうばい}をしようとするならば、人妻や未成年者は其旨の登記^{とうき}をする必要がある。尙ほ會社等^{くわいしゃとう}については、次に申述べます。(休憩)

▲賣^{うり} 買^{かい}

次に賣買と云ふことに付て申します。賣^{うり}るとは其人の方から或財產權^{あるざいさんけん}を、買^{かい}ふ人の方に渡す約束^{やくそく}であります。財產權と云ふと色々あります、品物ばかりでなしに色々の權利もさうであります。雜貨^{ざっか}や物品^{ぶつひん}は勿論ですが、其外に特許權とか、商品券や株券、或は貸借の證文・證書——所謂債券^{いはゆるさいけん}・有價證券^{いうかしょうけん}、是等の財產權は皆賣る目的のものになります。買ふのはさう云ふものを賣る人より、自分の方に移して貰^{あら}ふ代りに、之に對して其代金^{そのだいきん}を拂^{ぬぐ}ふ、是が一番簡単な賣買で

あります。さうしやうとするのが賣買の約束であります。そこでこの財産權はどう云ふ風に渡すか、其代金はどう云ふ風に拂ふかと云ふことが契約の中味となります。渡し方も色々ありますし、代金支拂の方法も色々あります。賣る方では品物・物件・權利などを買ふ方へ渡すのであります。この賣る物件は自分の持つて居るものでなくつても構ひません、他人の持つて居るものでも賣ることは出来ます。何處其處にどの位のものがあるから、あれを賣つてやらうと云ふことも出来るのです、品物が自分の手に無くつて賣つても詐欺ではありません。其代り、賣つたならば他人の權利を買つて、買手に渡してやらなければならぬ。若し渡してやらないと買手に損害賠償をしなくてはなりません。株の賣買の如きは自分の方になくつて賣つて居るし、ないと承知して居ても買つてます。斯うして賣つたり買つたりするのは賣買の約束で出来るのであります。

そこで賣買の方法は色々あるのであります、無論賣るのを一遍にしなくつても、月々引續いて賣つても構ひません。或は月々に品物を送る約束も出来ますし、又代金を月々に拂ふと云ふ、所謂月賦の方法もあります。もう一つは豫約と云ふ賣方もあります。

▲月賦の問題

其中で此頃一寸面白く感じましたのは、月賦賣買であります。是にも御承知の通り二通りございまして、一つが先に品物を渡して置いて、代金を月々に拂ひ込ませるやり方と、買ふ人の方から月々に金を先拂ひして或程度迄金を受取つたら、品物を渡してやると云ふ賣り方もございます。是等は前に申しましたやうにお互に信用するから出来るのでありますが、當節中々人ばかり信用して居られないでの方法が難しくなつて参ります。品物を先拂に渡すと云ふと、買ふ

方違約のある事があるし、代金を月々拂つて後で品物を受取らうとすると、賣方にインチキがあつたりする。先づ品物を渡して置いて、月賦で代金を支拂ふ約束でありますると、法律で申しますると不動産でない——詰り土地家屋でない、動かすことの出来る商品物品と云ふものは動産と云ふことになつて居りまして、それは引渡して了へば所有權は受取つた人の方にあると云ふのが大原則でありますから、月賦で賣つた品物を先方へ渡して了うと所有權は買手に移つて了ふ。そして賣方は唯代金だけ頂戴する、詰り債權だけ残つて貸しになつて居ると云ふことになると、是は支拂ひを怠られますと困る。それで此種の月賦契約に對する賣方に關して、この間大審院で一つの良い例が出來た。それは自動車の月賦販賣に關してであります。賣買の約束の最初に、月賦金を拂ひ終らないうちは自動車は渡して置いても、所有權は賣手にあつて買手に移らな

い。それ迄は賣主のものとして買手に賃貸して居ることにして、自動車を賣つたのです。だから月賦金が拂ひ切つた時ならば所有權は買手に渡してやると言ふのでした。所がその月賦金の拂ひ終らない中に買つた自動車の運轉手が、その自動車を他へ擔保にして賣渡した、それが横領と云ふことで告訴された事件があつたのです。之に對して大審院での判決に於て、「自動車の月賦金が済む迄は其所有權を賣つた人が有つて居つて、其間は買主は唯之を現に占有して使つて居ると云ふ約束で賣買をしたのならば、買主が月賦金が済まない中に之を他に賣渡し擔保とすれば横領になるのだ」と斯う云ふ判決が出來て判例になつた。この人はその外にも同じやうな方法で月賦で買つては月賦金を拂はずに賣飛ばして金を取つて了つたのが幾つかあつて、惡辣な爲にかう云ふ判決になつたのかも知れませんが、家具屋・タンス店でもこんな月賦方法を取つて居るの

がありますから、心強い判決だと思ひます。横途へ入りましたが、その外に豫約の方法のものには、賣る方にインチキのあるのがある。月々代金だけ拂ひ込ませて置いて金を取りつ放して品物を渡さない。或は品物は殆ど役に立たないものを渡すなどがある。是は横領でなくて詐欺でございまして、騙して他人から唯金を取る。この點は罪悪ですから、商人として注意を拂ふ必要がある。

▲賣買の費用

それから賣買の時の費用は誰が持つかと云ふことを、約束する時決めて置けば別でありますが、さうでないと賣った方と買つた方とで費用は半分わけになる筈と云ふことに相成つて居ります。高利貸とか、賣主、買主の片一方の勢の強い人は、勢の弱い人に皆負擔させると云ふ悪い習慣がありますが、賣買の場合に双方で其爲に使つた費用は半々持と云ふことが法律の大原則になつて居る。

(暫らく休むことになつて居りますから……)

賣買の場合の賣る方のことに関する特點は、特別に申上げないでも先程申上げました前提の話のやうに、注文通りの品物を引渡すと云ふことは必要のことでございます。

▲代金の支拂

扱、商業は資本の廻轉を多くすることに依つて利潤を産み出す商賣であります。百姓さんならば、年に一回か二回の收獲で利益を得て、やつて居りますが、商業はさうでありませんから、利潤を澤山産ませる爲には代金の收支に對しては、細心の注意を拂ひます。賣買代金の支拂時期で一番簡単なのは、品物を買つて即金で直ぐ代金を渡すのです。是は最も原始的なことありますが、さう簡単な支拂ばかりはありません。何時拂ふかと云ふ時期のある、そ

れで支拂の時期が定めてあればそれ迄は拂はないでも宜しい。約束の時に支拂があればよい事になります。次に代金支拂の場所はと云ふと之も品物を受渡した所が拂ふのが原則ですが、約束でどうにでもなる。この時期と場所とは賣買契約の時決めて置かなければならない。唯、代金の利息でありますが、通常利息はつけない、然し利息を付ける約束をしても宜しいし、又さうでなくとも、定めた代金支拂の日に拂はないと、それから以後の利息は、遅れた人の方で支拂はなければならないことになります。品物の引渡しが遅れて從つて代金の支拂が遅れた場合には利息の問題はありませんが、利息のことは決め方に依つてどう云ふ風にでも決めることが出来ます。又賣つた品物が子を産んだら其子は賣主の物となります。之を法律の言葉では、果實と言ひますが、例へば鶏を賣つて未だ買主に引渡さない中に卵を産んだら、その卵は賣主のものになるやう

なものです。其代り税金や、公租・公課の如きものは品物を持つて居る間は賣つた人の方にかゝつて来る。

▲商品の受渡

それから商人の間で品物の受渡しは特別に注意すべきことが決めてある、其一つは買主が品物を受取ることを拒絶した場合にはどうするかと云ふと、賣手はその品物を供託して競賣し其を代金に充當する方法があります。それからもう一つは何月何日に品物を渡さねば約束した目的が達せられぬのに拘らず、賣主が品物を渡さないで時期を経過したやうな場合には、相手が履行するやうに請求しなければ、當然契約は解除になつたものとすると云ふ商法の特別規定があります。それからもう一つは買主は品物を直ぐ検査しなくてはならないとされてます。さうして悪い物のあつた時には直ぐ其旨を賣主に通知しないと、

約束解除代金減額とか損害賠償請求は出来ないと云ふことになつて居る、併し特別の知識がなくては解らない疵であるならば、六箇月間に通知すれば、よい事になつて居ります。

▲賣掛金と證書又は手形

次に代金の取立の時の注意を申上げます。最初にも申上げましたやうに、本當は物權は賣主が買主に渡すと同時に買主が代金を支拂ふので、煙草や郵便切手の類はこれであります。所謂現金賣買で、信用の出来ない時とか、震災直後のやうに財界動搖の時は皆之れですが、其他の場合には代金支拂ひに色々の方法があります。それは此賣つた品物に對する代金は直ぐ拂はないが、その代り證書をやつて置く、帳簿に書き込んで置く、或は之を貸借證書・預證と云ふやうな證書にして置いて取り立てるのがあります。又手形で支拂のあるのがある。

此手形に依つて代金を受取るとして、其手形に幾通りもあります。所で賣掛金が賣掛金のまゝ不拂になつて居ればいつ迄も賣掛金の請求ですが、其を借金にしたり手形に改めると、夫から後の請求には考ふべき事が出来ます。即ち證書になつてると、其證書の金の請求となつてしまつて、品物の代金としての請求は出来なくなる。貸借關係になつたからです。一旦貸金に改めれば、其後は賣掛代金としての請求は出來ない。代金を手形で受取つた時でも、買つた人が他の人の振り出した手形に裏書をして夫を品物の代金に寄越したのであると、後で其金を請求する。時には品物の代金としての請求ではなくて、手形金としての請求しか出來ない。買主自身が振出人として振出した手形であれば、賣主の考へで手形金の請求としてもよいし、夫がいやなら品物代金としての請求も出来る。それから小切手で受取つた場合も矢張り、小切手が支拂はれなかつたら小切手とし

て請求にしてもよし、又品物代金としての請求としてもよろしい。無論二重に請求することは出来ませんが、何れにするか自由にやれる譯合です。賣掛代金の滞ほつた場合であれば、その代金は外の貸金よりも優れて請求することの出来る力がある。普通の貸金となると、假りに甲が二百圓、乙が三百圓、丙が五百圓を或る人に各々貸してあるやうな時、借金した人が實際拂へなくて百圓しか全財産がないならば、その百圓を如何やうに分配するかと云へば、甲は二十圓、乙は三十圓、丙は五十圓と云ふ風に貸金に此例して權利があるが、日常品の賣掛の代金だと優先權がある。例へば米屋なり、八百屋なり、魚屋なりが賣つた代金が滯つて居るとき、他の債權者が買主を差押へたと云ふやうな時には、その米屋・八百屋・魚屋さんはその差押へて賣拂つた代金上に優先權がある。此優先權のあるのは日常品の代金に限るのであります、賣掛金となつてると、

此れだけの利益はあります。然し手形にはその利益が無い。

手付のことを簡単に申上げて置きます。所謂品物に對する手付金、賣買の場合に買主が賣主に寄越して置く手付金、是は裁判所で争ふことになりますと、あの金を手付であるとか、いや代金の一部として渡したのだと争ふことなどあります。手付として拂つたのと代金の一部として拂つたのとは大いに違ふ。手付金でありますと、契約を履行する前に買主は手付金を抛棄して契約の解除が出来る。代金の一部として渡したことになりますと、契約の解除と云ふことは出來ない、故に買ふ方と致しましても亦賣る方と致しても、是がはつきりして居ないと、後日争ひの越きた時に困ります。

▲代金の拂はれぬ時

扱て、手形でも小切手でも證書でも是が拂はれない時はどうするか。拂つて

下されば、それは六十日先の拂ひでも割引料が高くて、入金になるから差支ありませんが、拂はないと困る。是はどうしても何かの請求の方法をしなければならない。

▲時效の事

そこで此際話は横途へ入りますが、时效と云ふことの御話をして置きたい、私共の聞くことです、人殺しをしたが二十年も経つても見つかなかつたので、下手人は罪にならないで済むさうだ、などと噂の出る事があります。是は全く时效の御蔭です。考へ方に依つては不道德のやうにも思はれます、二十年も三十年も前のことの繰返して争ひにしたのでは判断の仕様がないと云ふことから、さうしたのかも知れませんが、兎に角裁判問題には时效と云ふ制度が出来て居ります。

时效に二通りあります。實際は他人のものだが久しく自分で持つて居ると云ふと时效に依つて之を自分のものにすることが出来ると云ふ取得时效といふのと、もう一つ消滅时效といふのがある。即ち效力が消えて了ふ时效、是は民法の百六十六條から百七十四條までと、商法の百八十五條とに條文にはつきり書いてある。是は誰が見ても解るやうに、何年経つと消滅して了ふと云ふことがはつきり書いてある。普通の貸借の債權だと十箇年で消滅して了ふ。所が商人の關係の貸借だと五箇年で消えて了ふ、卸賣・小賣商人の品物の代金などは二箇年で消滅して了ふ。飲食店・料理店の勘定などは一箇年で消えることに相成つて居る。拂ふべき日と極つた日から請求も何もしないはで抛つて置くと、今申上げたやうな工合に日が経つて了へばそれで消えて了ふ。尤も其間に色々請求したり、内金を取つたりして置けば消えて了ひません、併し时效にかゝつたと云

つても貸借が本當に消えて了ふのではなくて、それは裁判所へ持ち出しての話であつて、道徳的には時效であらうが何であらうが拂ふのが當然であるか知れませんが、法律上ではさう定めてあります。小賣商・卸賣商の債權關係が二年経てば消滅して了ふのでは困る、どうしたら消滅させない事が出来るか、夫には請求したら良いのです。請求と云ふのは訴訟を起すのも請求であるし、借りた人から確に借りて居りますと承認させればそれでも消滅しない、又差押をしても宜しい。而して訴訟として裁判所へ持出した日が二年内であればよろしい、訴狀が裁判所がら借主に送られたのが二年と五日目であつても構はないのです。次に請求の方法として内容證明郵便で催促すると云ふことがある。

▲ 内容證明郵便

大抵御承知のことと思ひますが、内容證明郵便と云ふのは、手紙に書いた中味

の文章が、郵便局の手に依つて確に先方へ届いたと云ふことの證明になるのです。だから重要なことをはつきり先方へ知らして置かないと、後で争ひの起きた時困ると云ふやうな時には内容證明郵便を用ゐます。この三通同じ文句を書いて、そして先方の宛名を書いた封筒に封をせずに郵便局に持つて行つて頼むと、郵便局では何日何號の郵便で發送と云ふことを證明して、一通は郵便局がとり、一通は差出人に返し、残りの一通をその封筒に入れて、郵便局が判を押して先方へ送つて呉れる。その時配達證明を郵便局から貰つて置く。全部で二十六錢掛ると思ひます。かうして置けば、向へ着いた日も其手紙の内容も判つて居りますから、裁判になつても證據となる譯であります。だから株式會社の株金の拂込のない場合に、何月何日迄に拂ひ込まないと株主たるの權利を失ひますぞと云ふ通知を出す時などには皆内容證明でやる。契約の解除とか、家賃問題の

場合にも之を使用する。先づこんな場合に内容證明郵便と云ふものは必要になつて参ります。

▲支拂命令

併し口頭やら文書やらで請求しても、形がつかないで致方のない場合は、訴訟、より外に方法はない。裁判所に對する請求にも色々あります。簡単にやれるし、費用も少くて済むのは支拂命令です。此命令が裁判所から債務者の手に参りました時に、受け取つた人は不服ならば十四日以内に裁判所に異議を申し立てる方法があります。然し十四日間之を抛つて置きますと、支拂命令は其まゝ確定しまして一箇月経ちますと、差押をされます。若し異議を申し立てますと、裁判所では之を請求した人の方に通知し、請求した人が訴訟にすると云ふ順序になります。今日では中々人が悪くなりまして、支拂命令位に承知しない人が

多いやうです。

▲商事調停法

茲で考へて戴きたい、自分が辯護士の癖にかう云ふことを言ふのはおかしいが、成るべく訴訟は起さぬが方よい。訴訟をして判決が決つて差押へましても仲々負けた人が支拂はないやうなのがあります。それよりも他の方法で、詰り月賦の方法とか、割引の方法とか、支拂ひの方法をお互に講じて支拂ふやうにするのが得策だと思ひます。會社などだと兎に角、片を附けないと株主に済ないから訴訟を起して片を附けるが、普通の商人であると訴訟を起しても、時間がかゝつたりして餘り好い結果を産んで居ないやうであります。夫にこの頃は商事調停法と云ふのがあります。商事に關しての色々の争ひが起きた時に、調停に持出すことが出来ることになつて居ります。是は金を掛け、時間を費して訴

訟をするよりも效果もあり、好い結果を得ることが出来ます、双方悪い顔をせず、何とか和解させて圓満解決の方法を講ずるのがこの商事調停法です。

▲商業上の帳簿

證書のことをお話して置きませう、普通の賣買には證書はありません。米一升買ふのにも判を下さいと云ふやうでは面倒で仕様がない。そこで帳簿と云ふものがある、是さへあれば外に何にも根據のない時には裁判所は之を證據として認めます。何故かと云へば毎日書いて居るものだから偽りなきものと認めて居るのであります。だがこの頃よく見て居るルーピリーフと言ひますが、あれは駄目であります。甚しい例ですが、待合などの勘定は客の名前が一々本當のがない、サアさんとか何とか書いてある。それでも外に何にも證據がなければ裁判所では其帳簿にあるのを證據として取る。賣渡した物品や代金が書いてあ

れば、その帳簿によつて請求が出来ます。

▲詐欺になる場合

先程も一寸月賦販賣の場合に金だけ取つて品物を渡さないと詐欺になると申上げましたが、買主の詐欺も仲々多い。初めての取引の時、第一回目に注文したもので、品物を届けたのに金を拂はないとなると、詐欺の告訴が出来ます。併し年來のお得意で、近頃賣掛金が滞つたと言ふやうなのは、告訴しても檢事局では詐欺として取上げません。それは今迄拂つて居たものが、急に懷工合が悪くなつて拂へなくなつて了つたと云ふやうなことがありますから、告訴しても取上げられない譯であります。無錢飲食式のものは詐欺になります。何故犯罪になるかと云ふと、知らない所へ行つて食物を注文する、その時別に金を拂ふ契約をしなくつても、喰べれば直ぐ拂ふことは決つて居る、それを食つて了つて

後で金がないとなれば當然詐欺になる。同様に遠くの方から品物を注文して、品物を送つてやつたのに代金を拂込んで來ないと詐欺として告訴することが出来ます。何れに致しましても双方信用し合つて居なければ、商業關係は出來上がりません。賣買に付てもう少し申上げたいのですが、是はこの次に致しまして、會社關係・手形關係等も合せて申上げたいと思ひます。今晩は是丈に致します。

(終り)

商業關係法規解説 (二)

今夜は先づ會社のお話を申上げる積りであります。

是も會社法の講義と云ふやうな事でなしに會社に付て、我々が何處と一番注意しなければならないかと云ふ事を少々申上げたいと思ふのであります。會社の事は商法の會社の規定を讀めば大抵解る筈であります。けれども御承知通り、法律の書き方は普通の文章の書き方と違つて居ります。例へば大抵の文句に濁點が打つてありません。「何々スルコトヲ得ズ」と云ふ場合に「スルコトヲ得ス」と書いてある始末です。

今此處に貼出してあります商法の條文の中でも、例へば第四十二條の方にな

りますと「營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ爲スヲ業トセサルルモ……」とあります。實は「セザル」であつてザの字に濁點が打つてない、大抵斯うなつてます。尤も先年の若槻内閣以後法律に濁點を打つやうにはなりました。マア其んなわけです。

其處で——是は御承知の人には無駄なお話になるかも知れませんが、念の爲に、此處に掲げてあります二つの條文で、法律の呼び方を申上げたい。(第四十二條、第五十條)

こちらの、四十二條は「……社團ヲ謂フ」と云ふ所で切れて「營利を目的：」は行が改まつて居ります。此場合に、行の改まつて居ない最初の所だけを、四十二條の第一項と申します。

それから行が改つて「營利ヲ目的トスル……」是から次の切目まで、それを

第二項と云ふ。

もう一つの行が改まれば第三項と云ふのであります。でありますから、法律の、第何條第二項に依り、と云ふのは、最初の行の法條でなくつて第二番自の行の初まつてる項の事であります。行が改まる毎に項が改まつて一つ加はる事になつて、一番始めから第一項、第二項、第三項……と呼んで行く。商法四十二條の第二項と言へば「營利ヲ目的トスル……」の一くだりを指すのです。

もう一つは、同じ第一項の中にても、こちらの第五十條にありますように

一、目的

二、商號

三、社員ノ氏名、住所

と五つ並んで居るやうなのがあります。是は法律の項の中の號と言ひます。

一が第一號、二が第二號と言ふ風に呼びます。ですから、商法の第五十條の第二號と言へば此「商號……」と書いてあるのを言ふのであります。斯う云ふ風に呼ぶ事になつて居ります。

それからもう一つ、第七十一條には「退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的トナシタルトキト雖其持分ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但定款ニ別段ノ定メ：」云々とあるやうに「但」の字が書いてあるのであります。此「但」の文字以下を但し書きと言ふことになつてます。第何條の但事によりと云へば、此但しの文字以下の條文によると言ふ意味なのです。

この項・號・但書を、御注意下されば後は條文をお読みになれば解る事と思ひます。たゞ法律の條文は獨特の字が使つてありますので、餘りスラスラとは讀まれないのであります、度々讀むと漸次わかり易くなります。

拙、會社のお話に入つて行きます。會社と云ふものは、何だと言へば大抵の人は、凡そ見當はつきますが、法律の方で會社と云ふものは、此處に書いてある商法の第四十二條のものであります。「本法ニ於テ會社トハ商行為ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ爲ス事ヲ事トセサルモ之ヲ會社ト看做ス」。この條文にある「商行為」と云ふのは、商業上の仕事だと心得て、詰り賣買等に依つて利益を得る行為と思へば宜い。又「社團」と云ふのは、共同の目的を持つて居る人の集つた、商行為團體と言へば宜いのであります。

商業を營むために多くの人が集まつて一つの仕事をやるのだと云ふだけでなしに、その團體の目的が決つて、やり方や組立て方と云ふやうなものを決めて、さうして一つの組織が出來上つて居る團體を、之を法律で人間的に取扱つて行

く事が便宜でもありまするし、又實際さうなつて居りまするので、之を法律上の人として、之に會社と云ふ名前を與へて、法律上の人間同様に取扱ふ事につて居るのであります。

その會社には、日本で認めて居る種類が四つあります。

それで是は商法の規定に依つて登記をすれば、會社として活動出来る事につて居るのであります。一箇人の商人が即ち普通商店の店頭に何々會社と云ふ名前を掲げても夫は會社ではないし、又さうする事は許されて居りません。但し、何々社とだけ云つてるのは、あれは會社でありませんから、社名をつけても構ひません。

然らば四つの會社とは何かと云ふと、合名會社、合資會社、株式會社、もう一つは餘りありませんが、株式合資會社で東京にも二つしかない。だから日本

でやつて居るのは即ち合名、合資、株式の三つであります。

先づ合名會社を申上げます。此れはどんな會社かと申しますると、實際は主として一族、親類、或は友達と云ふ極く懇意の人でなければやる事の出来ない會社であります。會社の性質上出來にくい會社であります。

▲定 款

商法の第五十條に書いてあるやうに、合名會社を設立しようとするならば、會社の目的、商號、社員の氏名住所、本店及び支店の所在地、社員の出資の種類及び價格、評價の標準と、是れだけを書いた定款を作らなければならぬ事になつて居ります。然らば其定款とは何だと云ふ、是は一つの會社を作るための社員間の契約であります。丁度國で言へば憲法みたいなもので、會社の目的と會社の揃え方の基本となる定めであります。其外に利益の分配法、誰が代

理者かと云ふ事等も定款にを書いて決めて置きます。此等の事は後で仕事をしたり、利益の分配などの時に悶着が惹りますと困りますので、夫等の定めも、書き込むのが確かです。而して定款を書いたら、夫に會社を目論んだ人が署名する事になつて居ります。定款に署名した人が社員になるのです。

それで會社は出來上つたのです。この定款を持つて登記所に行つて登記をすると、何々合名會社が出來て會社としての活動が出来る。社員となるべき人が二人以上あつて、定款を作り登記をすれば立派な會社になれる。さう云ふ譯ですから、早く運べば合名會社は一晩の中にでも出來上るのです。

でありますから合名會社だと、社員が非常に信用もあり財産もあると云ふやうな人がやるのならば會社も信用がありますが、何處の誰やら解からぬ、而も百の金も動かないぢやないか、と云ふやうな人が合名會社を拵らへた所で世間

信用しませんから、一晩で會社は出來ても仕事はやれないかも知れません。

定款に認める「社員の氏名・住所」とある、この「社員」は普通の月給取りりまの人が、何處々々の會社員になつたと云ふやうな、その會社員とは違ふのです。この社員とは合名會社に使はれて居る會社員、又は使用人ではないのであります。商法で謂ふ「社員」とは、合名會社を拵らえて出資各本を出し合ふ人の事で、株式會社なら、株主といつた處であります。

▲無限責任社員

然らば合名會社の社員はどう云ふ資格があつて、どう云ふ事になるかと云ふと、其人は會社の事業上・信用上の責任を負ふ事になります。資本金を出す事になります。此事業上と資本上とでは法律上無限の責任ありとされて居ります。合名會社の社員は全部無限責任であります。

無限責任とは何だと云ふ事になりますと、是は會社で資本金を使ひ切つてしまつて、動きがつかなくなつても、其會社がまだ外に借金があれば、其借金は會社の資本金で埋めても埋め切れないと、商品をつき出しても未だ足りないと言ふやうな時には合名會社の社員は、其損なり借金なりを自分の個人の財産と云ふやうな責任があるといふ仕組みなのであります。即ち自分の財産のあらむ限りは、合名會社の借金を社員各自が皆負擔しなければならないと云ふ事が、無限責任と云はれるわけであります。

損をした場合に、社員が自分の——會社の財産でなしに、個人の財産を皆提供しなければならない責任のある社員が集つて居るのが合名會社であります。其意味に於て社員の立派な合名會社は信用する事が出来る、と言ふ譯になる理窟

であります。

だから合名會社は定款を書いて、裁判所に登記さえすればすぐ商賣を始められるのであります。

▲資本金の據出

それならば合名會社の資本は、先づどれだけ金を出さねばならぬかと云ふと、何にも規定はない。假りに資本金十萬圓の合名會社を揃へるとすると、それを五人で揃へて一人二萬圓づゝ資本を出す、と云ふ事に定款を作れば、合計十萬圓になる。けれども其金を現金ですぐ皆出さなくても構はない。一文も出きない人があつたつても構はない。何故ならば無限責任でありますから、一旦會社が出來上れば、自分が出資すると云つて定款に認めた二萬圓は勿論の事、それでも足りなければ自分の財産全部を出さなければならぬのであるから、

其金は會社が必要の時に出せば宜しい。登記の時には、十萬圓の金が一文もなくとも差支無いのであります。でありますから、資本金何萬圓と云つても、それだけの金が現金であるかどうかは、他人には解らないが、結局それだけの金——資本は無限責任社員ばかりがやつて居る譯でありますから、どゞのつまりは出る事になるのであります。さう云ふ事で會社は出來上るのです。資本金を千圓としても差支ない。資本金の多少は少しも構はないのです。無限責任であるから、見ず知らずの人と一緒になつて合名會社を作るなどと言ふ事のあり得ないわけです。

▲署名・記名

それから、是は話が横道になりますが、今の第五十條に、

「合名會社ノ定款ニハ……各社員之ニ署名スルコトヲ要ス」

とある。此處に名と云ふ文句がある。この「署名」に就て一寸申上げます。

商法には此署名を必要とすることが多いので、例へば手形法にも小切手法にも皆署名を要すと云ふ文句がありますが、自分の名前を自分で書く事を署名と言ひます。自分の名前は他人に書かせる事も出来るのでありますが、他人が書いたのは署名でない、自分の姓名を自分で書いたもの、即ち署名さへやれば定期款は出來上ると言ふ意味です。必ずしも判を押さなくても署名さへあれば宜いのであります。

所が忙しい上に、澤山の署名すべきものがあるとすると、商法の規定通りに、本人が一々署名する事は大變な事であります。其處で此を便宜に扱ふために特別の法律がある。「記名捺印ヲ以テ署名ニ換ヘル事ヲ得」即ち名前を記した下へ判を押せば、それで一々名前を自書しなくとも署名と同じ效力あるといふ事

にして居る。

然らば記名とは何か、字の通りに名前を記したもの、従つて他人たにんでも女そななでも何でも宜しい、兎に角或人の姓名せいかいが書いてあれば其人の記名だ。ゴム版はんであつても宜しい、活字版かくじはんでも宜しい。其姓名が字となつて現はれて居るのが記名であります。但し其時には捺印なつかんをする事になつて居る。其記名の下に判を押さなくてはならない。名前なまえと判はんとが一緒になれば、それで商法しょうほうでは署名しょめい、即ち自書と同じ効力を有する事になつて居ります。

▲印 章 の 事

序に茲こゝで判はんの話をして置きませう。判はん・印判いんぱん、是は誰方も御承知のやうに各々の形のものがありますし、又木・水晶等各々の材料のがあります。指環しはんになつて居るのもあります。文字も色々のが刻つてあります。是は恐らく日本獨にっぽんぞく

特のものでせう。西洋では御承知の通りに署名(サイン)で、記名捺印きめいなつかんはあります。日本には昔から印があります、中には書判と云ふのもあります。是は昔の武將ひからしが戦争ぶっしやうに行く毎に、一々印を持つて行かずには是これをやつたのであります。裁判所さいばんしょでも書き判かきはんで間に合ふ事がある。

判には認印にんいんと、實印じついんと、有合せの三文判さんもんぱんと、書判かきはんと、色々あるが、何れでも判として押されてあれば、それは其人の人格を現はしたものになりまして效力かうりきがあります。

區役所に自分の印鑑いんかんとして届けてあるのを普通實印と言ひます。不動産を賣買する場合に買主の方は構ひませんが、賣主の方は自分の財産ざいさんを離はなすのでありますから、責任が明かにならないと困りますので、區役所から印鑑證明いんかんしょうめいを貰ひ印を押すことになります。此證明このしょうめいをして貰えるので、此印は尊いのでありま

す。公證役場で正認書を作つて貰ふ時も、この印が必要になる折があります。銀行との取引の場合などは、銀行に届けてある判を押す外はない。

印鑑届のしてない判でも、自分で四六時中使つて居るものだとやはり證據にもなるし、又取引上其他の場合でも、記名・捺印になりますから重要であります。郵便物や裁判所の書類の受取りの時にも判が入用です。又、三文判と云ふものがある、是は認印でもない。入用の時は印判屋に馳込んで自分の姓の判を見つけてもいかないから、出鱈目のものを、わからぬ文字のを買つて来て、自分の名下に押すやうな場合の判です。四六時中店で使つて居る判だと間違ひないのであります、何だか解らぬ誰にでも其處らから買つて來られるやうな判だと後日になつて、押した人に「此んな判を使つた覚えがないと言はれる虞があるので、そんな書類を受け取る人は注意しなければならぬ事があります。併しさう

云ふ場合にでも、署名が本人の署名ですと、判は三文判でも差支へありません。

又斯う云ふ事がある。私の友人の失敗でありますが、

友達關係のあつた人に、其人の所へ行つて不動産の貸借の時に、友人だから大丈夫だらうと思つて——友達だから安心して全部任かせて、實印を渡してやつた。

て其人が登記所に行つて、判の持主の田地を擔保に入れて金を借りた。それはこつちの貸した人も承知して居つた。それが、借りて行つた人の知らない間に、代書に於て、誰でありますか解りませんが、誰かに悪用されまして、もう一つ借用證文が出来てしまつた。扱つた人も知らない、又判を押した人も知らない。その結果訴訟になつたのでありますが是は悪人があつたので、それを預

つた人は非常に困つた、又借してやつた人も自分の實印じついんが押おしてありますので、言ひ譯も出來ず、結局後の方の借金しゃくきんにも相當さうだうの金を出して——半分位まで出しあやうに記憶致おくるいたしますが——やつと片附いたと云ふ事がありました。

他人の判を預つて行くと云ふ事、他人に自分の判を借すと云ふ事は非常に危険けんであります。

それからもう一つ判に付ては斯う云ふ事もあります。

例へば大抵の家に、大澤なら大澤と云ふ認印みことあいんがあります。それは私も使ふし、家内も娘も息子も使ふと云ふ事であります。

其時に私の名前の下に判が押してあつた時に、家内が押したのか、息子が押したものか、どうも私が四六時中使つて居る判が押してある事になりますと、是は、其間の、三人の關係が判然り致しませんから、他人から見ると、ど

うも私が押したとしか見られない場合があります。其處で判を押した場合には相當の責任せきにんが生じますから、本當は個人々々が銘々違つた判を使用するのが宜いと思ひます。

▲代表社員

其處で話は合名會社の本筋に歸ります。

合名會社は法人だとしたら其主腦部は誰かといふと、此會社に於ては、社員はみな無限責任社員であります。で其中から誰か代表者を決めるに、其人が代表社員ひょうしゃいんとして會社を代表して萬事がやれます。其人のやつた事が、即ち會社のやつた事にされるのであります。其代り代表社員を決めて置かないと、社員全部しゃいんぜんがみな會社を代表して仕事が出来る事になる。一旦代表社員なんたいひょうしゃいんを決めて、それを登記して置きますと、それ以外の人は會社の代表は出來ません。而して代

表社員が登記會社の仕事をするためには、會社が全責任を負はなければならぬ事になる。詰り會社の仕事は代表社員が代表して、外に對して仕事をする事が出来るのであります。でありますから税金も掛けますし、或ひは選舉權のある場合もあります。

其處で此代表して仕事をやつた人が、若し他人に損害でもかけますと、是は矢張り會社の責任になりますし、其外に會社の使用人が間違ひでもした事になりますと、矢張り會社が責任を負はなければならない。其代り會社の目的以外の事をやつたのなら、代表社員のやつた事でも、會社がやつた事にはならないで、其人個人の責任になります。

其れは代表社員は、會社の目的に對しての仕事の代表社員でありますから、會社の目的外の事をやつたのでは、それは會社の仕事にはならないからです。

會社が今迄やつて來た仕事其目的以外の事をやる場合には、定款の目的の所を變更する必要があります。其定款の中の會社の仕事の目的だけ變更すれば、其目的の商賣をする事が出來る。又社名の變更も出來ますし、或は他の會社と合併する事も出來る。是は自然の人間でありませんから、双方の社員の相談が纏めれば改めて事が出來るのであります。

其處で此會社と色々取引をする場合に、契約するとか、或は金錢受理と云ふやうな時には、代表社員又は其代理人を相手にしてやらないと、會社との取引きした事にならない場合があります。例へば契約する時は會社の代表者として契約をしたが、金の取引の場合は個人としての受取りが出て居た、などと云ふインチキの場合がないとも限りません。堂々たる會社にはそんな事はありませんが、今日あつて明日ツブレるやうなものには無いとも限りません。手形など

ても同様の注意がいります。

例へ名ばかりの会社で、個人同等のものだとしても、代表者との約束でなければ会社との約束にならないと云ふ事だけは、記憶して置く必要があると思ひます。(休憩)

×

×

次に合資會社のお話を申上げます。

合資會社と合名會社とは何處が違ふかと云ふと、合名會社は、社員全部が無限責任の會社であります。即ち社員の中少くも一人無限責任が居れば宜しいのであります。それ以外の人は無限責任でなくて宜しい。有限責任社員と、無限責任社員とが交つてゐる會社です。

▲有限責任社員

無限責任の社員は前に述べたと同じく無限の責任があります。有限責任と云ふのは、定款に出资すると認めた金額だけしか責任が無いのです。例へば二千圓出資するとすれば、其出資の二千圓だけは負擔する責任があるが、それ以上の金を出す責任は負はないといふのです。此社員の數は幾人といふ定めはありません。是も矢張り前の合名會社と同様に、定款さへ作れば一夜の中にでも出来るのであります。故に債權逃れの合資會社などが出来上る譯であります。

矢張り其資本金も登記する時に積んでなくつても構はない、定款に出すと認めた資本金だけを必要の時に出ししゃへすれば宜しいのであります。登記の時には、其資本金の有無は調べません。ですから此會社が一番手取り早く出来るのであります。

さうして此會社の代表は誰かと言ふと、無限責任社員であります。勿論無限

責任社員のうちの一人を代表とする事も出来るし、又無限社員全部を代表者とする事も出来る。然し有限責任の社員では、どうしても會社の代表にはなれない事になつて居る。

此等の事は皆登記になりますから、登記所に行つて謄本を取つても解りますし、或は會社の登記が出来た後に、官報や裁判所の登記事項を廣告する新聞に發表されますから、誰が代表社員であり、誰が幾ら出して居るかと云ふ事はすぐ解るわけです。

▲匿名組合

此處で話が一寸別になりますが、匿名組合の話を一寸申上げたいと思います。匿名組合は、組合員が事業に金を出す事が一寸合資會社に似てますが、會社でないから定款といふものはありません。例へば私が營業をやる時に、貴方が

匿名組合員になると云ふと、それは二人だけの約束であり、契約であります。さうして匿名組合員たる貴方は、私に對して二千圓出資する約束ならば、二千圓だけ私に寄越す。さうすると其金は營業者たる私の金になつてしまふ。さうして營業して儲けた時には、其組合員と利益の分配をする。利益のない時には其儘で分配はない。さうして其組合員の出した金は私が勝手に營業に使ふ事が出来る。若し損をして、其金を使ひ切つてしまつても、營業者が出資者に賠償しなければならないと云ふ責任はない。

てありますから、匿名組合の組合員が營業主に對して金を出す事は、丁度合資會社の有限責任社員が資本を出して、仕事は無限責任社員がやると似て居りますが、合資會社の方だと出資金は代表社員のものにはならないで、會社の財産なり資本になるのであります。匿名組合だと組合員の財産でなくて、營業

者のものとなります。でありますから匿名組合員となるには、餘程その營業主を信用して居ないと金を出す事は出来ません。

それから合資會社は、社員が皆無限責任になれば、之を合名會社にする事も出来ます、話し合て解散も出来ます。而して社員が變つたり、定款を變へたり、本社を移したりしたら、十四日以内に登記する必要があります。此は合名會社でもさうです。

×

×

その次に株式會社の事を、一寸申上げて置きたいと思ひます。

▲株と株主

是は一番資本を集めるのには面倒であります。今迄申しました定款さへ出来上れば成立するやうな會社と違ひまして、出來上る迄に相當手數がかゝります。

株式を募集して、全國から多數の株主と資本金を得て大きな仕事をやらう、と云ふもので大きな仕事をするには是でないと一寸出来ません。所が是にもビンかキリまでありまして、好景氣時代には澤山な株式會社が出来ました。中には隆々とやつて居るのもありますが、中には會社が潰れて株主が損したのもあります。

是は今申しましたやうに、資本金を株式にし、その株式を持つて居る人を株主として、株金を資金とするのであります。大抵一株の金額は五十圓になつて居る。尤も一時拂込みは二十圓のもあります。

株式會社の株を持つて居ると云ふ事は、例へば五十圓の株を持つて居れば、それは五十圓の金を會社に出さなければならぬ責任を持つて居るものとなるのであります。無論全額拂込めば後で拂込む必要はありませんが、大抵は五十

圓株であつたならば十二圓五十錢、即ち四分の一を第一回に拂込めば株式會社が出來上ります。

株式會社も定款は必要であります。之は發起人が拂らへるのです。發起人は七人以上なければならぬ。而して定款には一株の金額を幾らにする、或はどう云ふ仕事をやるといふやうな事を書いて發起人が署名するのです。此定款を拂らへまして、株主を募集する。株主希望者は此時に株式申込書を出す事になる。資本金百萬圓、一株金額五十圓、第一回拂込み十二圓五十錢とするなどといふ事は申込書に認めてあります。其時に景氣がよいと、拂込株金以外にプレミヤムをつけて、即ち餘分に金をつけて株式を受け取ると、株主になれぬ場合もあります。このプレミヤは會社の金になります。

第一回拂込み十二圓五十錢とすると、十株持つた所で百二十五圓、百株持つ

て千二百五十圓、すると百株位は持てさうだと云ふので申込む。資本相當額の申込みがある發起人は募集を切つて、株金を拂込ませる順序となる。

▲創立總會

さうして第一回拂込み金が拂込みになりますと、株主を集めて創立總會を開く、其席で發起人が拂らへた定款を宜しいと認めるか、或は改正すべき所があつたら改正する。重役即ち、取締役と監査役を選舉したり、會社の所在地を決めたりして、所謂創立總會が終ります。會社を設ける時の株主の總會を創立總會と呼びます。合名や合資の會社は今日定款を作つて明日すぐ登記出来ますが、株式會社は仲々さう云ふ譯には行かない。創立總會の手續き等で、どうしても多少の時間はかかります。而も此會社は創立の時、拂込んだ株金は必ずある筈

です。で創立總會が終ると、役員全部で登記所へ會社の登記を申請し、登記が済むと、それで會社が活動出來る。

儲、出來上りました株式會社の株主であります、之が利益が上れば利益配當が得られます、さうでない場合は最初株金の四分の一、前の話なら千二百五十圓を拂込んだとすれば、尙、四分三即ち結局三千七百五十圓の借金を負つて居ると同じであります。何故ならば五十圓株百株で五千圓ですから、其中千二百五十圓しか拂込んでないから、後の三千七百五十圓は、何れは資本金として、拂込んで行かなければ、五千圓の立派な株主にはなれない譯であります。ですから此株主は三千七百五十圓の借金を抱えて居ると心得て宜い譯であります。後日會社で必要だといふ時に、後を拂込まないと株主の權利を剥がれてしまふ。若し其時に拂込まないと、何月何日までに拂込みなき時は株主たる權利がなく

なつてしまふと云ふ最後通知が來ます。夫を拂込まぬと、失權して株主でなくなつてしまひます。ですから會社が拂込めと言つた場合には、拂込むだけの資力と決心がないと、株主にはなれない。此方法で好景氣時代に株主になつて、不況が來て隨分困られた株主があります。其爲に後で拂込むのはいやだ、一遍の拂込みとして欲しいと考へて、二十圓の全額拂込みの株主が出來たりしました。それからもう一つ、是は日本の會社ばかりではないのでありませうが、株式會社の運用上に於ては、其會社の株式の大部分を自分の一味徒黨が持つて居つて、自分達の自由に會社を引廻す事が出来るやうな力があれば、株を持つて居ても利益もあり愉快でもりませうが、唯々辛ふじて十株・百株程度のものを持つて居つたのでは、結局會社に利益があつた時に配當して貰ふ位の程度で、それ以上大きい主張も出來ないで大株主に自由にされる事になります。資本が物を

言ふのだし、一株が一つの権利ですから、澤山株を持つてゐる人に叶ひません。殊に何億と云ふやうな資本金の會社では、五萬圓・十萬圓・百萬圓程度の株を持つて居つた人では、とても其何分の一にしか足りないのでありますから、株式會社に出掛けて行つて總會で意見を主張しようと思つても、結局持つて居る株が少いから思ふ通りには出来ない事になります。若し株主が二派に分れて争ふことでも出来たら、權力奪取の争ひとなつて、會社の事業上都合の悪い事になる事もあります。之も議會と同じ事で、株數の多寡で替否が定まりますから、内輪争ひが出来たら困ります。

▲會社の重役

もう一つ株式會社も法人でありますから、代表者を決めねばならぬ。是は普通取締役であります。取締役は主として會社の業務をやる人で、大抵の會社は

其中から代表者が専務とか、或は社長と云ふ名前になつて選ばれて定められて居ります。さうして會社を代表する。取締役は三人以上なければならぬ事に相成つて居ります。株主の代表のやうな意味で、取締役を監査するのが監査役でやはり株主中から選びます。

又株式會社ですと、取締役と監査役の改選があるわけですから、今迄社長だった人でも、株主から選ばれるのであるから、一生やるわけにも行かぬ。其資格をなくす事もあり、株主に反対される事もあります。で結局株主中に味方の多い人が、會社の主腦となつて代表者になります。或商店の主人が、有利だといふので、店を株式にして一時社長になつたが、忽ち追出されて他人が社長となられて、結局他人に自由にされて馬鹿を見たなどと云ふ例もあります。其場合には社長だった人でも、株式會社の單なる平株主では、發言權があつても總會

は多數決になつて居りますから、結局其會社の資本金として株金を差出したか、又は自分の營業えいぎょうを會社に譲ゆずつた人たるに止まるから、さうなれば、會社に利益りえきのあつた時に配當はいたうして貰もらふのが落ちだと心得て居れば宜いのであります。是は法律的はりゆつてきに見て斯うなのであります。

▲發起人と重役

唯、株式會社は發起人はつきにんが定款ていくわんを擁いどらへて、さうして總會を開いて會社が出來るまでは發起人の責任せきにんであります。故にインチキの設立せきりつでもすると、發起人はつきにんが責められるが、創立總會が濟めば、今度は取締役そりしりやくが新しく會社を代表する事になります。従つて前の合名會社に於ける代表社員、合資會社に於ける無限責任社員じやなん、斯う云ふ者と同様に、株式會社の代表だいひょうの仕事しごとに就ては取締役・專務取締役・社長と云ふやうな人は、さう云ふ事をやる權限けんげんのある人になつて來るのであります。

あります。

株式會社の株主かぶねしは其株券かぶけんを賣買かいばいして、株を人に譲り渡す事が出來ます。發起人はつきにんでも株式會社が出來ましたならば、其株を賣る事は自由じゆゆであります。だから發起人が皆立派な信用出来る人だからと言ふので、會社の株式かぶしきを申込まうしこんだ所が、出來上つてしまつたら發起人は皆株かぶを賣つて誰も居なくなつてしまつて、まるつきり他人たうじんが来て搔廻かきまわして居ると云ふ事は、度々ある事であります。中には會社創立じやさうりつだけを商賣しょうばいにして、創立しては株かぶを有利いりうに賣つて儲けては他に移る、會社屋くわいしゃと言はれる人さへあります。

合名會社や合資會社と違つて株式會社の營業えいぎょうは、役員やくいんも、株主かぶねしも、常に永く同じ會社に居るものだとばかりは考へて居れない状況があります。中には、好い時代じだいに株かぶを持つて、乗り込んで重役じゆうやくとなり、自分達が儲けた後は株かぶを賣つて

無關係になつて、涼しい顔をしてゐる虚業家も出る事があります。従つて會社の事業關係には餘程注意を要する事だらうと思ひます。

×

×

時間も少くなくなつて参りましたので、株式會社の事はそれ位にして止めて置いて、代金支拂の中に話しかけました手形と小切手の事に付て今少し申上げて見ます。

▲手形の振出し

手形には、約束手形と爲替手形とがあります。つい先年までは、約束手形の方が印紙が餘計に要つたので、爲替手形が多かつたのであります。此頃は約束手形も爲替手形も三錢の印紙を貼れば宜い事になつたので、約束手形が非常に行はれます。本當の爲替手形と云ふのは、遠方又は銀行關係の支拂の時でな

いと、又何か商品を送つたりするやうな場合でないと使はれません。通常商人の金融で使ひ宜いのは約束手形であります。

で最初に此約束手形の事を先づ申上げます。

御承知の通り、手形用紙は賣つてますから之を買つて来て、書けばすぐ出來るのであります。此用紙に、金額、拂出し日——振出し日、振出人の名前、支拂と日、支拂ひ場所、之等を書込めばすぐ約束手形が出来上るのであります。利息の定めがあれば夫を書いても良い。それを書いて發行人が署名して名宛人に渡す事を「振り出し」と云ひます。手形へ書く金額は日本の文字で金貳百圓也と書いて、其下に 200.000 と書いても宜しい。さうして手形を受取る人の宛名を書いて、振出人の名前は、例の記名捺印で宜いのであります。振出人は手形金額を支拂ふと約束した日には、支拂ふべき責任が生じます。

▲印紙の話

此處で又話が横道に入りますが、印紙の事を申上げます。手形に——約手・爲替手形にも三錢の收入印紙を貼つて判を押します。小切手は印紙がいりません。

然らば印紙が貼つてなかつたら其手形は無効か?と言ふと、是は法律上無効ではありません。印紙を貼れと云ふ事は、商法・手形法の規定ではないのであります。印紙を貼つてなくとも手形としての效力はあるのであります。別に印紙法と云ふ法律がありまして、それに依つて手形、或は判取帳、受取證、土地建物の賣買の契約であるとか、と云ふ契約書又は委任狀、斯う云ふものには印紙を貼る事になつて居り、貼らない場合には、罰金を科する事になつて居ります。手形法の法律では貼つてなくつても構はないが、貼ないと印紙税法の

方で罰金を取られます。罪金は最低三圓であります。さうして印紙を貼つたら必ず自分の判で、其印紙と紙面と兩方に股がるやうに判を押すべきです。併し裁判所や登記所に出す書類には、印紙に判を押して悪いものもあります。其他普通の受取證でも、十圓以上の代金支拂の場合には印紙が要ります。

其處で振出人が千圓なら千圓の約束手形を拂出したと致しますと、振出人は指定の何月何日・何處是處で支拂ふと書いた時に、支拂つて呉れるわけでありますから、其手形を受取つた人は、其日迄待つて居られなければ、更に此手形の權利を他の人に渡す事が出来ます。其渡された人は、指定の日に、指定の場處の銀行で、金千圓も受け取る事が出来る仕組になつて居るのであります。

▲裏書人

其様にして手形を他人に渡した人は、其旨を手形の裏に書かなくてはなりません。之を裏書と言ひます。此裏書きには表面の金額を誰に支拂つて呉れと、受取る人の名を書くのです。さうすれば其手形は幾人へでもの手に順々に渡す事が出来ます。最初の裏書をした人を第一裏書人として、順次に第二裏書人、第三と移つて行けます。而して裏書人は皆必ず自分の名前を書いて判を押すべき事になつて居ます。此裏書に白地裏書と云ふのがあります。是は誰に渡して呉れと受人の名前が書いてなく、只裏書人の名と判があるだけの裏書であります。

兎に角、自分より前の裏書人の名前が書いてあつて、其人から手形を受取つて自分の手に手形があれば、其手形は、手形としての效力があつて、期日に直接振出人から金が取れるわけであります。

其處でさう云ふ手形の金を、期日前に金が欲しい、例へば十月三十日が支拂日と云ふ手形を貰つた時に、九月中に金が欲しい時には、其手形を銀行に持つて行けば、振出人に信用があれば、銀行では其間利子を差引いて、割引して金を渡して呉れます。然し資産・信用のない振出人だと其期日になつても金が受け取れない場合があります。所謂手形が不渡りになる事があります。斯う云ふ時には手形を持つてる人は、之を裏書の方へ請求出来る。早く言へば裏書人は保證人のやうなもので、矢張り請求によつて金を支拂ふべき責任を負つてゐます。

ですから若し手形金が拂はれない時は、裏書のある手形で、裏書人に拂つて貰はうとしたならば、其支拂日から四日以内に振出人は拂はないとの拒状を、公證人か執達吏に拂らへて貰つて、裏書人に支拂つてくれと請求する順序とな

ります。裏書人が無い手形ならば拒絶證書を作るには及びません。金を支拂つた裏書人は、又其前の裏書人に遡つて請求出来る順序となります。

若し私が友人宛に手形を振り出した時に、此手形は實際は金など支拂はないでいゝものだと定めてあつても、其友人から他の人に渡つて、他人が此に人の間の事情を知らないで、普通の手形だと思つて受取つたのならば其人から私が請求された事になりますと、私としては其手形は拂はないでもいゝ手形だと抗辯する事は出来ません。支拂期日には其手形金を支拂はなければならぬ責任があります。一旦振出したからには、手形の責任はあるであります。尤も、最初の二人の間の事情を承知して居つて拂はない筈で、形だけの手形なのだと事を知つてる人ならば、拂はないでも差支へない事になります。又手形の書換人等の時に、うつかりして二枚の手形を振り出してしまう事が

あります。即ち最初の手形の期日に拂へないので、其の代りに又同じ金額で、支拂日を後日に延して前の手形の代りに出すことがあります。其時は、前の手形は受け止めといけない。受取證を取つたら宜いでないかと云ふ事になります。前手形と次の手形とが別々の人の手に渡ると、やはり別々に請求されれば双方拂はねばならぬ場合がありますから、手形を書代へる時には、二重にならぬやう注意する必要があると思ひます。

×

×

次は爲替手形でありますが、約束手形の方は手形を振り出し人が金を支拂ふのでありますが、爲替手形の方は、振り出し人以外に金を支拂ふ人のある手形であります。金を拂ふ人が手形を振り出した人ではない。其人でも構ひませんが、原則として、別に支拂人があつて、其人が拂ふ事を引受けて呉れる手形で、

其外は大體約束手形と同じやうなものであります。

▲小切手

次に小切手の事を一寸申上げます。

是は銀行と取引のある人が、小切手といふ證券を以て來たら金を支拂つて呉れと銀行と約束しておいて、其約束に基いて、銀行に支拂を頼む依頼状のやうなもので、金錢支拂の用具と心得てよいのであります。で豫め其銀行から貰つてある小切手の用紙に金額・振出日を書き署名して渡せば、其所持者は之を直に現金に換へる事が出來ます。約束手形だと銀行に預金がなくても、取引が無くとも、銀行を支拂場所とは書けるが、小切手は銀行に取引がないにも拘らず振り出すことは出來ないわけであります。

▲先日付の振出

小切手の振出日と支拂ひ日の事を申上げます。小切手は支拂日がいらないのです。振出しさへすれば、其日に支拂はれるものです。只世間には先附小切手と云ふのがあります。實際は今日振り出した小切手であるが、只今は銀行に金がないから十二月一日まで銀行へ出すのは待つて呉れ、其日迄には金を正面して銀行に置くからと云ふ事で、振出の日を先の日附け、即ち十二月一日と書いて出す。而して十一月三十日に其小切手に相當する金額を銀行に持つて行けば十二月一日に小切手は金になる、と云ふ所をねらつての振出し方です。

今迄は斯う云ふ先日附の小切手だと其日附の日迄待たされましたが、今日は、苟も振出されたならば、先日附のものでも、直ちに銀行は支拂ふ事になつて居ります。無論金が無ければ拂ひませんが、此先日付の利用は出來なくなつたと云ふ事だけは、記憶して置く必要があると思ひます。

▲線引小切手

それからもう一つは線引き小切手であります。

小僧や小娘などを使にする場合に、小切手が直ぐ現金になるのでは、若し其小切手が途中でなくしたり、或は盜まれたりすると忽ち銀行から金をとられて困ると云ふことがある。此時は線引き小切手が使用されます。此線引きは小切手面に二本の平行線を引いたもので、此れは銀行同志だけに拂ふので、小切手を持つてる人が銀行に直接持つて行つても支拂つて呉れない事になつて居ります。小切手は直ぐ金になるとすると、其價は貴いが、嘗て大阪で小切手

を拾つた人があつて、それを本人に渡した所が禮が少なかつたので、「拾得者に對する報酬として、法律で定めてある金額はもつとある筈だ、貰ふ權利がある」と云ふので訴訟を起した。所が是は大審院の方で斯う云ふ事になつた。「其人の拾つた小切手は、其儘では本當に額面金額だけの値打はないものである、従つて其小切手を拾つたからと言つて額面の一割の禮金の請求は出來ない」と言つて、とうとう其人が負けて失敗しました。

斯う云ふ事から考へましても、小切手に平行線を引いて置くと云ふ事は、大變必要がないかと考へるのであります。

大分長い間、色々と申しましたが、どの點でも一寸でも御記憶下さいまして、何かのお役に立てば幸運だと存じます。是にて失禮致します。

(終)

時計の秒針が立す。音楽室でも音符です。思ひだを歌はせます。

大きな声で歌ふ間、歌ふ間、うなづかつては、うるさい子も「十七」を歌はせます。

機知、機知の歌

歌を歌ふ事は歌へ合ひます。小唄を引く事は歌ひ手の事で之を務め、大

きな歌、大きな歌、人を喜んで笑わせる歌

ら、歌の歌、其の歌をうたう歌で歌ふ事で歌ひ手の歌を叫んで歌ひ手で

歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で歌ひ手の歌を歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で

歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で歌ひ手の歌を歌ひ手の歌を歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で

歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で歌ひ手の歌を歌ひ手の歌を歌ひ手の歌を歌ひ手の歌で

昭和十一年六月十五日印刷
昭和十一年六月二十日發行

東京市聯合青年團商工實務研修會編纂

東京市京橋區銀座西一丁目七

發行兼 印刷者 福神和三

東京・銀座・西一丁目
振替 東京三二三四六番
電話 京橋 六七八五番

【定價三十五銭】

發行所 文錄社

不許複製

終

聯合青年團市
東京商工實務研修會編纂

